

○警察における相談窓口の周知徹底と利用促進について

平成24年7月10日、県相乙達第15号、
地乙達第70号、通指乙達第33号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成23年2月28日付け、県相甲達第2号、生企甲達第15号、刑企甲達第18号、交企甲達第12号、公甲達第5号「警察安全相談取扱要綱の制定について（通達）」

対号に基づく、本年の「警察安全相談の日（9月11日）」の広報活動等の実施要領については、次のとおりとするので効果的な推進に努められたい。

記

1 広報すべき事項

- (1) 9月11日は「警察安全相談の日」であること。
- (2) 警察は犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他国民の安全と平穏についての相談に応じていること。
- (3) 警察本部及び警察署の警察安全相談室の相談窓口の利用方法及びその他警察で開設している相談窓口の利用方法
- (4) 警察相談専用電話「#9110」番に関すること。
 - ア 「110」番は事件・事故等への緊急通報であり、相談は「#9110」番を利用すること
 - イ 「#9110」番の利用方法（通話料は有料）
 - ウ 「#9110」番の広報スローガン
「警察の 相談ダイヤル #9110」
- (5) 各機関・団体等が開設している相談窓口の名称、窓口の開設時間及び業務内容等の紹介

2 留意事項

- (1) 不急の相談が緊急通報用電話である「110」番に寄せられることは、事件、事故等の緊急通報に対する警察の対応を遅らせるなどして、結果として人の生命、身体等の保護に支障を生じさせるおそれがあることについて理解を求めること。
- (2) 全国統一番号の警察相談電話「#9110」番については、携帯電話、PHSからも利用可能であることに併せてその通話料は有料であること、また、ダイヤル回線電話及び一部のIP電話については利用できないため、直通電話番号（076-225-9110）についても周知すること。
- (3) 警察及び関係機関等における相談窓口の名称等を掲載したポスター、パンフレ

ット、リーフレット等を作成・配布するよう努めること。

- (4) 9月11日は「警察安全相談の日」であることを警察部内にも周知するとともに、「警察による相談業務の更なる充実強化について」（平成22年3月3日付け県相甲達第1号ほか）の趣旨を踏まえて、相談事案への組織的な対応及び管理の重要性をすべての警察職員に再徹底すること。
- (5) 他の機関・団体等に相談することが適当である相談については、各関係機関等が開設している相談窓口があることを周知するなど関係機関等との連携に努めること。
- (6) 相談に関する好事例等を広報する場合は、県民支援相談課と協議のうえ、プライバシーの保護に十分配慮して行うこと。